

申第16号 新たな新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 申し入れの窓口回答

10月2日に開催した「申第13号」に関する業務委員会において、これまで明確にされていなかった事柄について意見の対立はあったものの、一定の会社の考え方が示されました。

ところが10月2日開催の業務委員会後、新たに10月3日に「品川駅」の社員（会社発表では「品川駅係員」とされている）が新型コロナウイルス感染症に感染した事が公表され、10月6日には会社が管理する丸の内中央ビル2階の「スターバックスコーヒー J R 東京駅日本橋口店」で働く従業員も新型コロナウイルス感染症に感染している事が会社HPにて公表されています。

組合としては、J R 東海で働く社員や関係会社で働く従業員に感染が拡大していると強く認識し危機感を抱いています。

このような危機的な状況の中で働く労働者は、いつ自分が感染するか分からない恐怖感を抱きながら日々業務を行っています。組合員をはじめとする働く者が安心して働くために必要なのは、感染予防であることは言うまでもないが、心ならずも感染した場合の保証は日々の業務を遂行する上で非常に重要である事は言を俟たない。

社員が「検温時37.5度以上の体温」だった場合、会社は「私傷病休暇か年次有給休暇の選択肢がある」「どちらも申請しない場合は就業規則第136条の2項に基づき就労を拒否する」旨の見解であった。この見解に対して組合員をはじめ多くの働く者は、この会社の対応に、不満・怒りを感じています。

組合員をはじめ働く者に安心感をもって日々の業務を遂行してもらうためには、新型コロナウイルスに限らず、あらゆる感染症に対する会社としての保証が早急に必要であると組合は考え、会社に申し入れをして団体交渉の開催を求めましたが、会社は、11月6日に窓口回答をしました。

申し入れの内容と会社回答等は、以下の通りです。

1. 新たに新型コロナウイルス感染症に不幸にも感染された方々について

① 10月3日に公表された「品川駅係員」の社籍を明らかにすること。

【回答】

プレスリリースでお知らせしている情報以外を明らかにするつもりはない。

②「品川駅係員」の、9月26日出勤点呼時の検温の体温を明らかにすること。

【回答】

プレスリリースでお知らせしている情報以外を明らかにするつもりはない。

③「品川駅係員」の、9月29日出勤点呼時の検温の体温を明らかにすること。

【回答】

プレスリリースでお知らせしている情報以外を明らかにするつもりはない。

④「品川駅係員」は9月29日出勤点呼時に体調についてどのように報告していたのか明らかにすること。

【回答】

プレスリリースでお知らせしている情報以外を明らかにするつもりはない。

⑤「品川駅係員」は9月29日の出勤前に解熱等のために市販薬等の服用をしていたのか明らかにすること。

【回答】

プレスリリースでお知らせしている情報以外を明らかにするつもりはない。

⑥会社の「対応状況など」に記されている「完全に治癒」とはどのような状態を誰が確認・保証するのか明らかにすること。

【回答】

業務復帰にあたっては、保健所等の指示に則って判断している。

⑦10月2日の業務委員会での議論において、現在、会社が行っている、体温が「37.5度」以下であることを確認している検温では、今回のような新型コロナウイルス感染症の感染という事象については把握することができず、さらに業務に従事させていたことにより、全ての労働者やお客様への新型コロナウイルス感染症予防の体をなしておらず、万全の対策ではない事が明白になったと組合は考える。会社の見解を明らかにすること。

【回答】

新型コロナウイルス感染の可能性がある社員が業務に就くことを防止することにより、職場内での感染やお客様への感染を防止することができる。また、全駅員・乗務員が検温を実施することにより、一緒に働く社員やお客様へ安心感を与えることにも繋がると考えている。なお、発熱はあくまで新型コロナウイルス感染症を認知できるわけではないが、感染拡大防止対策としては一定の効果があるものと考えている。

- ⑧ 10月6日に公表された「テナント従業員」の方について、感染の経緯を含めて会社が把握している詳細を明らかにすること。

【回答】

プレスリリースでお知らせしている情報以外を明らかにするつもりはない。

2. 勤務等の扱い等について

- ① 10月3日に公表された「品川駅係員」の9月29日から10月1日までの勤務指定および勤務認証を明らかにすること。

【回答】

プレスリリースでお知らせしている情報以外を明らかにするつもりはない。

- ② 「品川駅係員」の、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された10月2日以降の勤務認証を明らかにすること。

【回答】

プレスリリースでお知らせしている情報以外を明らかにするつもりはない。

- ③ 検温を希望する社員には、会社が責任もって検温を実施すること。

【回答】

接客に携わる社員はお客様に感染させるリスクもあるので、接客に携わる社員を検温の対象としている。また、接客に携わる社員以外については、手洗い等による感染予防や検温等の健康管理を指導しており、会社が検温を実施する考えはない。普段より自身の健康管理に努められたい。

- ④ 希望者全員にPCR検査を実施すること。

【回答】

手洗い等による感染予防や検温等の健康管理を指導しており、現時点でPCR検査をする予定はない。

- ⑤ 10月2日に開催した業務委員会では、検温実施時に体温が37.5度以上あった場合について議論したが、勤務時に関わらず新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の勤務認証は、検温時に37.5度以上の体温だった場合と同じ扱いになるのか明らかにすること。

【回答】

社員が新型コロナウイルス陽性であった場合、社員から私傷病休暇の申請があれば私傷病休暇となり、年休の申請があればそれを妨げない。なお、会社として社員の就業を禁止する必要があると判断した場合は就業規則第136条第2項に基づき社員の就業を禁止する。

- ⑥ 10月7日、大阪仕業検査車両所において24時間拘束の勤務中だった社員が体調に異変を感じ自発的に検温したところ、体温が38度もあることが判明し帰宅することとなった。このように勤務中に発熱した場合も「体温が37.5度以上ある場合」の取り扱いとなるのか明らかにすること。また勤務認証について明らかにすること。

【回答】

勤務中に発熱した場合も同様である。社員から私傷病休暇の申請があれば私傷病休暇となり、年休の申請があればそれを妨げない。なお、会社として社員の就業を禁止する必要があると判断した場合は就業規則第136条第2項に基づき社員の就業を禁止する。

3. 賃金等の支払いについて

上記「品川駅係員」の申請如何に関わらず、新型コロナウイルス感染症を罹患ないし罹患の疑いが生じ休業を余儀なくされた社員に対し、労働基準法第26条に基づき賃金等を保証すること。なお、この場合、賃金は60%ではなく全額保証すること。

【回答】

法令等に則って適切に対応していく。

4. 就業規則の改正について

今次事象に鑑み、就業規則第78条（13）「感染症に罹患した場合、及び、罹患したおそれのある場合（感染症休暇）」を追加すること。

【回答】

8月21日団体交渉及び10月2日業務委員会で説明した通り、会社としては症状に応じて適切に対応していることから、新たに感染症休暇を追加する考えはない。

以 上